

2007 年 5 月 1 日

大阪府知事 太田房江 殿

申入書

N P O 大阪精神医療人権センター

代 表 里 見 和 夫

〒530 -0047

大阪市北区西天満5丁目9番5号 谷山ビル9階

TEL 06 -6313 -0056 FAX 06 -6313 -0058

当人権センターは、大和川病院事件以降、精神医療オンブズマンとして精神科病院を訪問し、入院している精神障害者の人権を守る活動を継続してきました。同時に、長期入院者の社会復帰を実現するため、退院促進事業を一層推進することを求め、個別の精神科病院にはこれに積極的に参加していただくことを要請してきました。

以上の立場から、わたしたちは、昨年来政府厚生労働省が実施を検討してきた病院敷地内「退院支援施設」には強く反対してきました。この施策は、精神科病棟を単に「退院支援施設」と呼び替えるだけであって、長期入院者の退院を促進することにはつながらず、むしろ不要のステップを設けて地域への復帰を遅らせ、その結果精神障害者を収容し続ける終末施設にさえなりかねないからです。

しかし、厚生労働省は、当事者をはじめとする精神保健福祉関係団体からの疑問や批判に耳を貸さず、実施を強行することを決定しました。

わたしたちは、この施策の実施を中止・凍結することを求めています。

そして、大阪府におかれましては、「退院支援施設」の設置に協力するのではなく、社会的入院の解消に一定の成果を挙げてきた退院促進事業を一層推進するために、グループホームなどの社会資源を整備し、ピアサポートをはじめとする退院支援活動を充実させることに更に力を注ぐとともに、これまで全国に先駆けていち早く退院促進事業を行ってきた大阪府として、まっとうな退院支援は「退院支援施設」ではなく、退院促進事業であることを厚生労働省や他府県に伝え続けるよう求めます。

以上